三重県	ユマニテク医療専門学校	医療専門課程　作業療法学科	専門学校　ユマニテク医療福祉大学校	医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科		医療専門課程　理学療法学科
大阪府	ＨＡＬ大阪	デジタル専門課程　ロボット開発学科	ＨＡＬ大阪	デジタル専門課程　先端ロボット開発学科
島根県	専門学校島根自動車工学専門大学校	工業専門課程　自動車整備学科１級コース	山陰中央専門大学校	工業専門課程　自動車整備学科１級自動車整備士コース
広島県	小井手学園広島ファッションビジネス専門学校	家政専門課程　プロフェッショナル科	小井手ファッションビューティ専門学校	家政専門課程　プロフェッショナル科
香川県	専門学校穴吹コンピュータカレッジ	工業専門課程　高度情報学科	専門学校穴吹コンピュータカレッジ	工業専門課程　大学併修高度情報学科
愛媛県	愛媛大原簿記公務員専門学校	商業実務関係専門課程　税理士科（４年制）	大原簿記公務員専門学校愛媛校	商業実務関係専門課程　税理士科（４年制）
	愛媛電子ビジネス専門学校	工業関係専門課程　高度情報技術科（４年制）	河原電子ビジネス専門学校	工業関係専門課程　高度情報技術科（４年制）
	専修学校愛媛医療専門大学校	医療専門課程　看護学科	河原医療大学校	医療専門課程　看護学科
		医療専門課程　作業療法学科		医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科		医療専門課程　理学療法学科
熊本県	湖東カレッジ教育芸術専門学校	教育社会福祉専門課程　人間福祉学科	専門学校湖東カレッジ唐人町校	教育社会福祉専門課程　人間福祉学科
沖縄県	大育情報ビジネス専門学校	商業専門課程　情報経営学科	専修学校大育情報ビジネス専門学校	商業専門課程　経営経理学科

○文部科学省告示第百七十二号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、平成二十三年三月三十一日をもって廃止されたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十二月二十二日　　文部科学大臣　中川　正春

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
宮城県	仙台保健福祉専門学校	教育社会福祉専門課程　保健福祉科
東京都	アクト情報スポーツ保育専門学校	商業実務専門課程　高度情報処理科
	専門学校中野スクール・オブ・ビジネス	商業実務専門課程　英語ビジネス科
	東京医学柔整専門学校	医療専門課程　柔道整復学科Ⅱ
	東京工学院専門学校	芸術専門課程　メディア文学科
		工業専門課程　経営情報学科
		工業専門課程　法律情報学科
	東京リハビリテーション専門学校	医療専門課程　作業療法学科
神奈川県	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校	教育・社会福祉専門課程　精神社会福祉学科
山梨県	帝京医療福祉専門学校	医療専門課程　作業療法科
		医療専門課程　理学療法科
静岡県	静岡医療科学専門学校	医療専門課程　臨床工学科
愛知県	名古屋医療福祉専門学校	医療専門課程　理学療法学科Ⅱ
大阪府	中央工学校ＯＳＡＫＡ	工業専門課程　建築工学システム学科

○文部科学省告示第百七十三号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、この告示の日から同条に掲げる要件に適合しなくなったと認めたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年十二月二十二日　　文部科学大臣　中川　正春

位　置	専　修　学　校　名	課　　程　　名
東京都	首都医校	医療専門課程　柔道整復学科(昼間課程)
		医療専門課程　鍼灸学科（昼間課程）
	東京テクノロジーコミュニケーション専門学校	工業専門課程　高度情報ソフト科（昼間部）